

海洋開発等重点戦略

1. はじめに

- 我が国は四面環海、かつ、世界第6位の管轄海域を有する海洋大国。
 - 我が国の周辺海域を取り巻く情勢は近年一層緊迫化。また、脱炭素社会の実現等の社会的要請が高まるとともに、人口減少・労働力不足など、社会的課題の深刻化も懸念されている。
 - 他方で、自律型無人探査機(AUV)、海洋資源開発等の海洋関連技術は進展。
- ➡ 海洋開発を大きく変革する可能性のある新技術を梃に、国産海洋資源(※1)を始め、我が国の安全保障・経済安全保障を強化する分野、市場の飛躍的な成長が期待される分野、脱炭素社会の実現等社会課題の解決に資する分野など、**フロンティアの開拓を進め、我が国の成長につなげる**ことが重要。

※1 メタンハイドレート、石油・天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥等

複数年度を視野に入れた「海洋開発等重点戦略」(※2)を総合海洋政策本部が策定

※2 海洋基本計画に掲げられている施策のうち、国益の観点から特に重要であって、府省横断で取り組むべき重要ミッション(海洋開発等重点施策)を実現するための戦略

海洋の開発・利用に関する施策のうち、国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしを刺して、府省横断で取り組むべきものについて、海洋環境保全との調和を念頭に、その強力な推進を図る。

2. 重要ミッション（海洋開発等重点施策）についての基本的な方針

- 達成目標・使命：
海洋開発等重点戦略に基づき、必要な予算を確保して、海洋環境保全と調和した海洋の開発・利用の強力な推進を図ることにより、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を通じた海洋立国の実現を目指す。
- 重要ミッションの選定基準：
 - ・上記の目標・使命を達成するため、①安全保障・経済安全保障の強化、②経済成長への貢献、③社会的課題の解決への貢献度が高く、社会実装・産業化・国際展開等の観点から、府省横断で戦略的かつ強力に取組を進めるべきものを選定。
 - ・選定に当たっては、参与会議の議論を経て、総合海洋政策本部の了承を得る。
 - ・重要ミッションは原則5年で終了(ただし、成果等を十分検証した上で、なお必要があると認められる場合は、必要な見直しを実施した上で継続可)。
- 重要ミッションの推進に当たっての基本方針
 - ・総合海洋政策本部を司令塔とし、その実務を担う内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係各府省の連携で推進。
 - ・参与会議を始めとする産学の知見を最大限活用。毎年度フォローアップを実施し、必要な改善・実施を確保。
 - ・重要ミッション相互の連携を図るとともに、宇宙政策等の他分野との連携等により、効率的・効果的な推進を図る。

海洋開発等重点戦略【概要 2/2】

3. 重要ミッションの内容及び目標

1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進

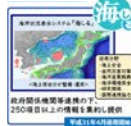
- 海洋分野の省人化、生産性向上等に資するAUVについて、
- ・ 洋上風力発電等の現場での**利用実証**
 - ・ **AUV官民プラットフォームの運営**
 - ・ 実利用を見据えた**制度環境整備、研究開発**
- 等を実施し、社会実装を加速化する。
- 【目標】令和12(2030)年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開までを可能とする。

自律型無人探査機（AUV）



2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進

- 海洋関連の多様な情報を集約・共有することで海洋の状況を効率的・効果的に把握する取組であるMDAに関して、
- ・ 「**海しるビジネスプラットフォーム**」(※)の構築等による海洋情報の産業分野への利活用促進
- ※「海しる」を基に構築し、民間企業等の有償情報を含む多様なデータを提供可能とするもの
- ・ **衛星データやAI等の活用によるデータ解析手法の高度化**
 - ・ **シーレーン沿岸国等への面的支援** 等を実施。
- 【目標】令和11(2029)年度までに、「海しるビジネスプラットフォーム」を構築 等



3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**洋上風力発電のEEZ展開に向けた法整備を始めとする制度整備**を実施。

4. 重要ミッションの実施に関し必要な事項

- 重要ミッションごとの担当参与の助言を得ながら、総合海洋政策本部及び海洋事務局担当参事官を中心に、企画・立案・総合調整や、施策の実施状況の確認、施策の見直し等を実施。
- 重要ミッションの着実な実施、課題等の確認に役立てるため、重要ミッションごとに工程表を作成。
- 政府は、工程表に基づき、参与会議の知見を経て、毎年度フォローアップを行い、必要な改善・見直しを実施。
- 総合海洋政策本部は、フォローアップの結果を踏まえ、必要がある場合には、重要ミッションの改変を含めた見直しを実施。

【目標】2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000-4,500万kWの案件形成（政府目標）。国内調達比率を2040年までに60%に（産業界目標）。

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

南鳥島周辺海域のレアアース生産の社会実装支援のための調査、南鳥島における既存施設・制度等のレビュー等を実施。

※SIP: 戦略的イノベーション創造プログラム

【目標】SIPによる社会実装プランの取りまとめ(令和9(2027)年度目標)を支援し、社会実装の早期実現を目指す。

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

経済活動を行う海域の変化・縮小リスクの低減を通じ、海洋における経済活動・投資を促進するため、国境離島の合理的・効果的な状況把握・評価を実施するための「**地形照合システム**」の整備等を実施。

【目標】令和10(2028)年度までに国境離島の地形変状の状況を早期把握できる環境・体制を整備 等



「みらいⅡ」イメージ図

6) 北極政策における国際連携の推進等

「我が国の北極政策」を踏まえ、**国際シンポジウム等の開催、北極域研究船「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化等**に取り組む。

【目標】取組の成果を活用し、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等を我が国経済への貢献につなげる。

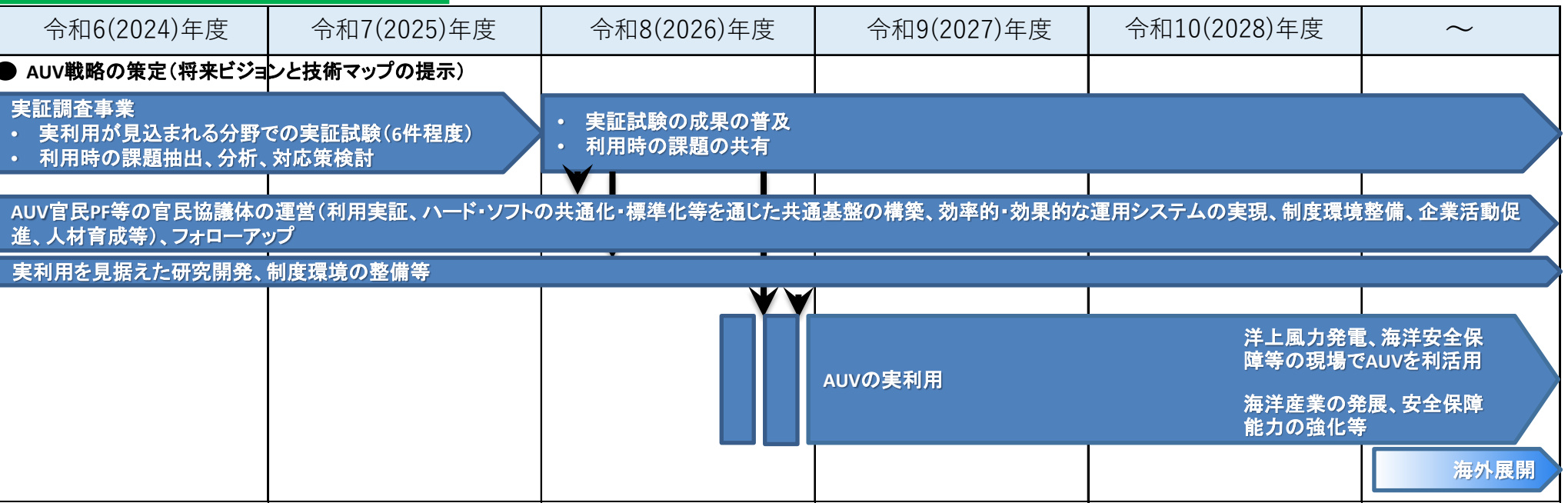
背景・現状及び施策の必要性

- 海洋の省人化、生産性向上等に資するAUVについて、洋上風力発電、海洋資源開発等様々な分野への導入が期待されており、官民連携の下、研究開発や利用促進に関し、内閣府（海洋事務局）が主体となり府省横断的に取組を進める必要がある。
- 我が国は高い技術を持つが、産業化は欧米が先行しており、国産化・産業化が急務。

達成すべき目標

令和12(2030)年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開までを可能とする。

取組の方向性



【関係者の役割】
・ 全体像の提示や司令塔機能、AUV官民プラットフォームの運営を通じた官民連携の促進、利用実証の実施等：内閣府海洋事務局
・ AUVの研究開発：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省、国土交通省、防衛省
・ AUVの利用推進：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

主な成果指標

- 令和7（2025）年度までにAUVの利用実証を6件程度実施し、それぞれの技術目標を設定。
[目標例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（〇〇kmのケーブル連続検査）]
- 令和9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて10件程度のAUV事業モデルを構築。
- 令和12（2030）年度までに洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面でAUVが利活用される。

海洋開発等重点戦略工程表「海洋状況把握(MDA)及び情報の利活用の推進」について

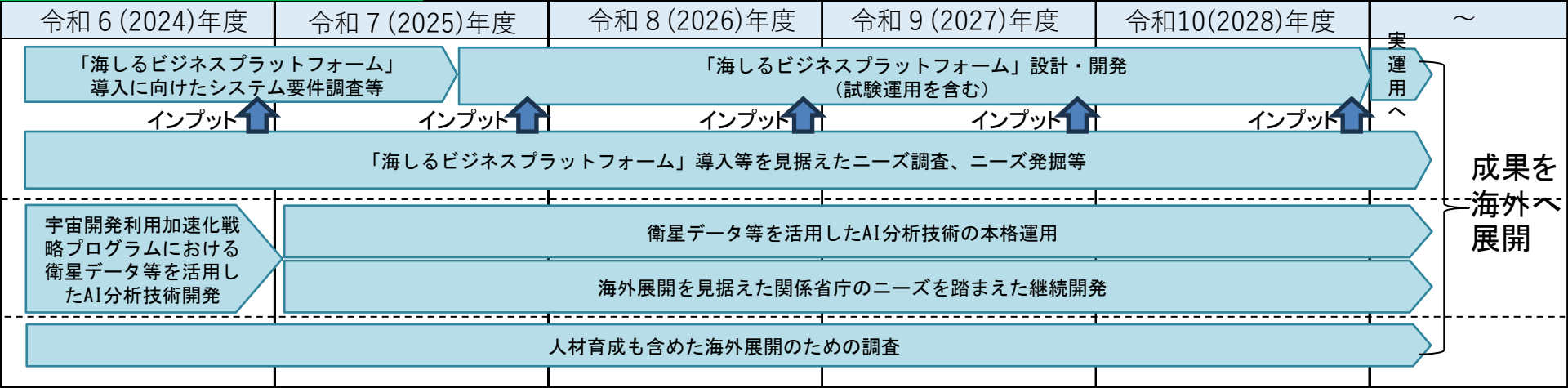
背景・現状及び施策の必要性

- 海洋情報の産業分野への利活用促進を図るため、民間ニーズを把握し、新たな仕組みを設計することが必要。
- 我が国の領海等における膨大な数の船舶から、リスクの早期発見・低減・縮小化を図るため、衛星データやAI等を活用し、関連省庁のニーズをフィードバックしつつ、共同利用可能な情報システムを開発・構築する必要。
- シーレーン沿岸国等への面的支援や、同盟国・同志国等とのシステム連携を含めた取組を進めることが重要。

達成すべき目標

- 令和11(2029)年度までに、「海しる」を基にして、「海しるビジネスプラットフォーム」を構築。
- 宇宙開発利用加速化戦略プログラムの衛星データ等を活用したAI分析技術開発において開発中のシステムについて、運用するとともに、関係省庁のニーズを踏まえながら開発を継続し、同盟国・同志国等への展開も見据えたシステムを令和11(2029)年度までに開発。
- 令和11(2029)年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

取組の方向性



【関係者の役割】 内閣府：全体像の提示、ニーズ調査、開発工程管理等 海上保安庁：AI分析技術について、システム開発を推進
関係省庁：産業界への働きかけ、ユーザーとしてのニーズ提案、海外展開の支援

主な成果指標

- 令和11(2029)年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載を20件とすることで、海洋情報の活用を通じた海洋の産業利用の促進につなげる。
- 令和11(2029)年度までに、「衛星データ等を活用したAI分析技術開発」において、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発するとともに、MDAに関する国際社会のニーズを調査した上で、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

海洋開発等重点戦略工程表「洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進」について

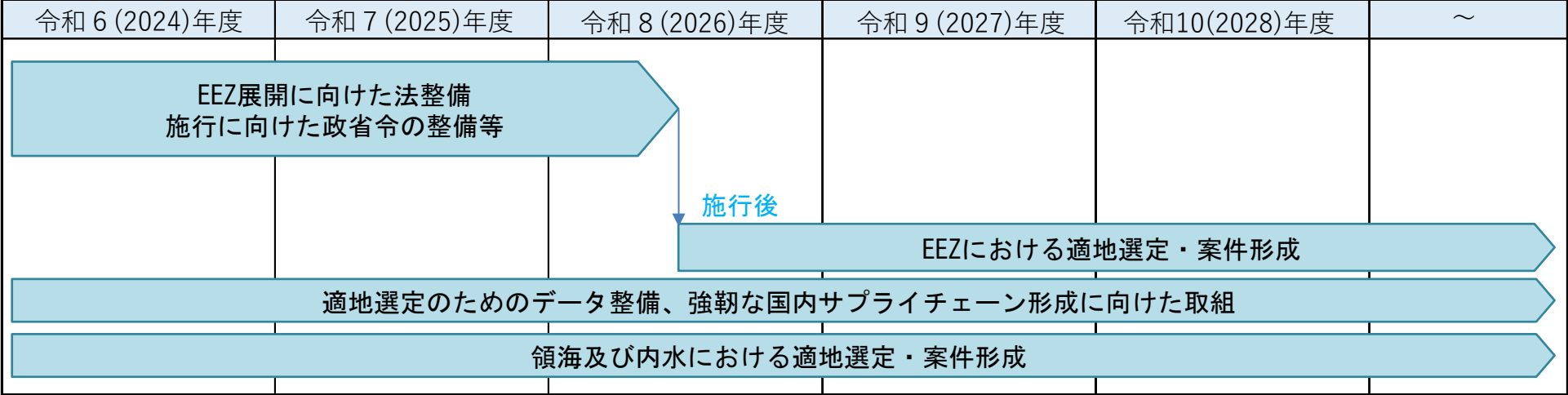
背景・現状及び施策の必要性

- 洋上風力発電は、再エネ主力電源化に向けた切り札。再エネ海域利用法に基づき、領海及び内水を対象としたプロジェクトが具体化。
- 洋上風力発電事業は、事業規模が大きく、構成する機器や部品点数が多いため、関連産業への経済波及効果が大きいと見込まれる。
- 2050年カーボンニュートラル実現のためには、領海及び内水だけでなく、我が国の排他的経済水域（EEZ）においても案件形成に取り組んでいくことが必要。

達成すべき目標

2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000～4,500万kWの案件形成を目指す。また、国内調達比率を2040年までに60%にする（※）。

取組の方向性



【関係者の役割】

- 内閣府：基本方針の改定等全体取りまとめ、適地選定のためのデータ整備
- 経済産業省：ガイドラインの策定及び改正、領海・内水に加えEEZにおける案件形成の促進、区域指定のための事前調査の実施、促進区域及び募集区域の指定、事業者の選定等、強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組
- 国土交通省：ガイドラインの策定及び改正、領海・内水に加えEEZにおける案件形成の促進、促進区域指定のための事前調査の実施、促進区域の指定、事業者の選定、基地港湾の計画的整備、洋上風力関係船舶の導入環境整備等、強靱な国内サプライチェーン形成に向けた取組
- 環境省：区域指定等のための海洋環境調査の実施
- ※「洋上風力産業ビジョン」(2020年、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会)において定めた目標
(案件形成は政府、国内調達比率は産業界の目標)

主な成果指標

- 2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成を目指すとともに、改正法施行までに、適地選定のために不可欠なデータのうち特に重要なものについて、募集区域の指定に資するよう関係府省横断で活用できる形で整備する。

海洋開発等重点戦略工程表「特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進」について

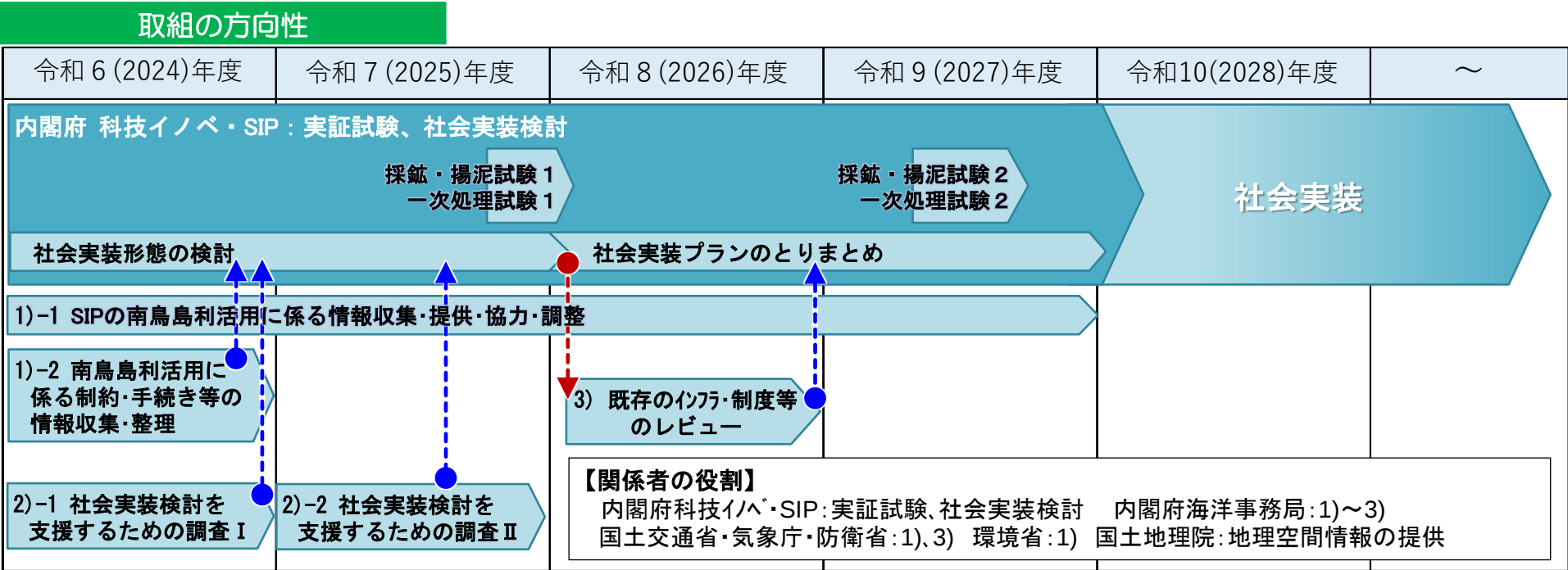
背景・現状及び施策の必要性

➢ 我が国の経済安全保障の確保、気候変動緩和策の安定的な推進のため、南鳥島周辺海域のレアアース生産が必要。

➢ SIPによるレアアース生産の社会実装検討には、南鳥島の特殊性を踏まえた各種情報提供や協力など支援が必要。

達成すべき目標

・ SIPによる実効性の高い社会実装プランのとりまとめ（令和9（2027）年度目標）を支援し、社会実装の早期実現を促す。



主な成果指標

【社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保】

●令和8（2026）年3月まで 内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和8（2026）年3月まで SIPによる社会実装形態案のとりまとめ

●令和9（2027）年3月まで 内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和10（2028）年3月まで SIPによるレアアース生産の社会実装化プランのとりまとめ

⇒令和10（2028）年度以降、社会実装へ

【適用技術の実証：SIPによるレアアース生産に係る試験】

○令和8（2026）年2月まで 採鉱・揚泥試験1（技術実証）、

○令和9（2027）年10月まで 採鉱・揚泥試験2（350t/日規模）、

令和8（2026）年4月まで 一次処理試験1（精錬処理等の技術実証）

令和9（2027）年12月まで 一次処理試験2（350t/日規模の精錬処理等）

●：内閣府海洋事務局、国交省・気象庁・国土地理院、環境省、防衛省

○：内閣府科学技術イノベーション推進事務局・SIP

海洋開発等重点戦略工程表「管轄海域の保全のための国境離島の状況把握」について

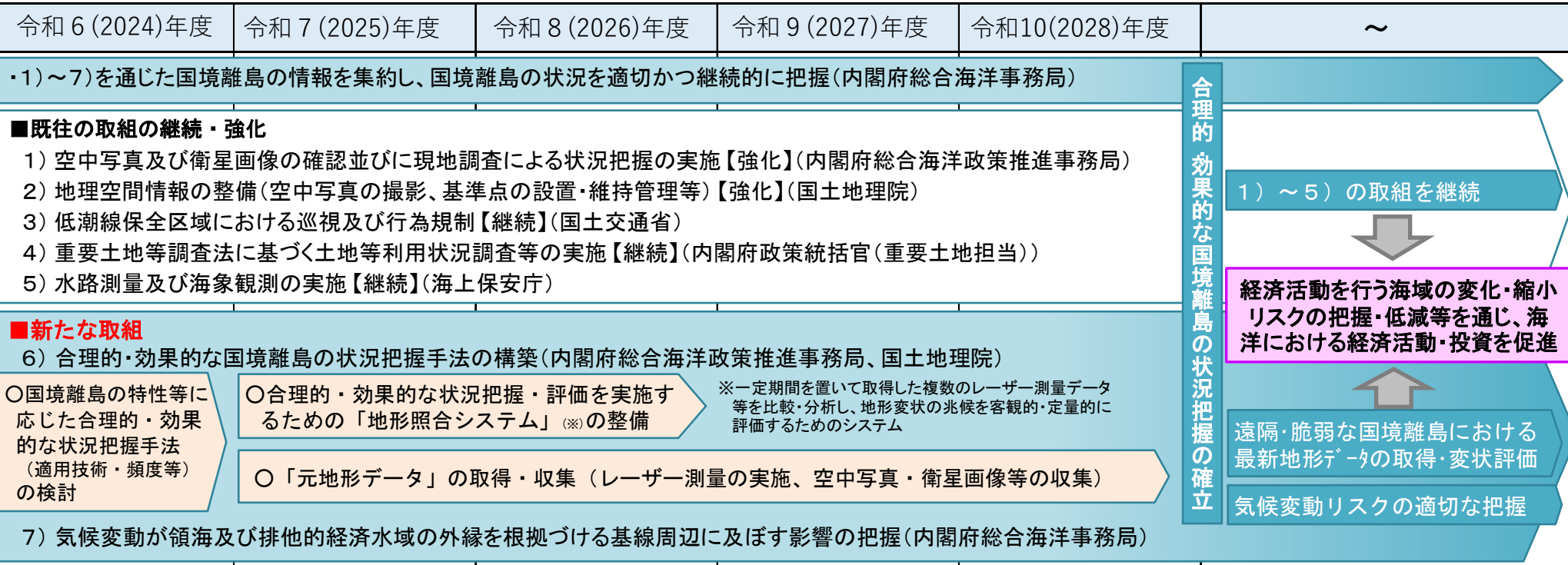
背景・現状及び施策の必要性

- 海洋開発・利用の推進に係る全ての取組の基盤として、国境離島の状況を適切かつ継続的に把握することが特に重要。
- 他方、国境離島に関する諸条件の厳しさゆえ、より合理的・効果的な手法・技術を導入するなどの環境整備が必要。

達成すべき目標

- 令和10(2028)年度までに、国境離島における地形変状の兆候を早期かつ継続的に把握できる環境・体制を整備。
- 経済活動を行う海域の変化・縮小リスクの低減等を通じて、海洋の持続可能な開発・利用に係る経済活動・投資を促進。

取組の方向性



【関係者の役割】 内閣府海洋事務局:1)、6)、7) 国土地理院:2)、6) 国土交通省:3) 内閣府重要土地担当:4) 海上保安庁:5)

主な成果指標

- 令和10(2028)年度まで 特に遠隔・脆弱な国境離島(おおむね20～30島)とその周囲の現況地形データ(元地形データ)の取得 [0%→100%]
- 令和10(2028)年度まで 我が国が現に保全・管理を行っている国境離島473島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施(過去5年以内) [40% →100%]
- 令和10(2028)年度まで 合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

海洋開発等重点戦略工程表「北極政策における国際連携の推進等」について

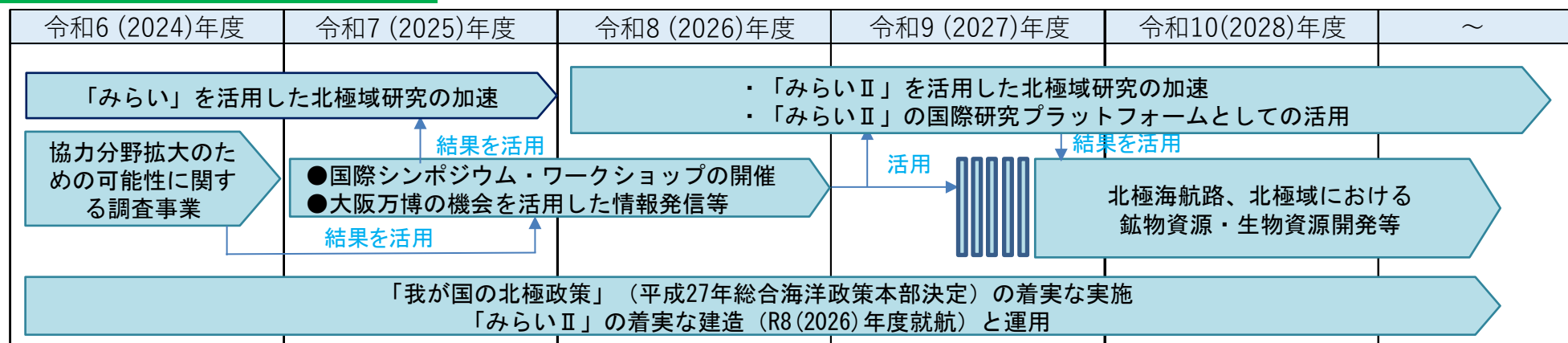
背景・現状及び施策の必要性

- 2022年のロシアのウクライナ侵略開始以降大きな影響を受けている一方、一部の北極圏外の国による北極域での活動は継続されている。
- 北極域における観測・研究を通じた然るべき貢献と、北極域の持続可能な利活用を我が国の成長・発展へつなげる可能性の探求が必要。

達成すべき目標

国際シンポジウム・ワークショップの開催及び令和8(2026)年度以降の「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化による成果等を活用し、日本が主導的な役割を果たし、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等の成果を我が国の経済に貢献していくことを目指す。

取組の方向性



【関係者の役割】

内閣府：分野横断的かつ現実的なポテンシャルや将来像の提示、関係省庁による取組促進のための取組の進捗確認や必要な調整等

文部科学省：北極域における研究開発の推進、「みらい」の運用及び「みらいⅡ」の建造・運用等の研究基盤の国際研究プラットフォーム化の推進

農林水産省、経済産業省、国土交通省：北極域の経済的な利活用等に係る調査・研究及びその成果を活用した持続可能な資源利活用等の可能性の探求

外務省、農林水産省、国土交通省、環境省：グローバルな課題への対応等を通じた北極域における国際的なルール形成への寄与

主な成果指標

- 令和6(2024)年度までに、北極域国や北極域外の関心国や地域10か国以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7(2025)年度及び令和8(2026)年度に国際シンポジウム・ワークショップを開催する等により、我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図る。
- 令和8(2026)年度の「みらいⅡ」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。
【国際研究プラットフォームとして、「みらい」「みらいⅡ」へ乗船した国内外の若手(40歳以下)の研究者、技術者等の人数：令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの累計で200名程度】
- これらの成果を活用することで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。

海洋開発等重点戦略の取組状況について

海洋開発等重点戦略について

【経緯】

- 令和5年12月第21回総合海洋政策本部において「重要ミッション」を了承
- 令和6年4月第22回総合海洋政策本部において「海洋開発等重点戦略」を決定

【海洋開発等重点戦略】

- 海洋の開発・利用に関する施策のうち、**国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしをさして取り組むべきもの**について、海洋環境保全との調和を念頭に、その**強力な推進を図る**
- 「**①安全保障・経済安全保障の強化**」、「**②経済成長への貢献**」及び「**③社会的課題の解決**」への貢献度が高く、**社会実装・産業化・国際展開等の観点から、府省横断で戦略的かつ強力に取組を進めるべきものを、重要ミッションとして選定**
- 重要ミッションの推進に当たっては、参与会議を始めとする産学の知見を最大限活用しつつ、**毎年度フォローアップを実施**

6つの重要ミッションと主な成果指標・目標

1) 自律型無人探査機(AUV)の開発・利用の推進

2030年度までに、洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、AUVが利活用される。



自律型無人探査機(AUV)

2) 海洋状況把握(MDA)及び情報の利活用の推進

2029年度までに、政府系の情報を中心に掲載している「海しる」に産業界の海洋関連データを加えることが可能な「海しるビジネスプラットフォーム」を構築する。

2029年度までに、衛星データやAI分析技術を活用したシステム(リスク判定AI)について、海外展開も見据えたシステムを開発する。

3) 洋上風力発電の排他的経済水域(EEZ)展開に向けた制度整備の推進

2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000-4,500万kWの案件形成を目指す。



浮体式洋上風力発電
(長崎県五島市沖)

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

2027年度までに、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)が、レアアース生産の社会実装プランを取りまとめる。

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

国境離島の地形の変化を評価する「地形照合システム」の整備を含め、2028年度までに、合理的・効果的な国境離島の状況把握手法を確立する。

6) 北極政策における国際連携の推進等

取組の成果を活用し、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等を我が国経済への貢献につなげる。

これまでの重要ミッションの取組状況並びに今後の課題及び対応方針

- 各ミッションとも、**海洋開発等重点戦略(工程表含む)に基づき、取組を推進**してきた。
各ミッション、概ね計画通りに進捗しているが、
洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
に関しては、関連法案の成立が、当初の予定から1年後ろ倒しになったため、工程表を改定済み。
- **工程表に沿って、今後も確実に重要ミッションを進めることが必要。**

1) AUVの開発・利用の推進

- 洋上風力発電施設を含む水中インフラや船底の点検といったAUVの活用が期待される現場での利用効果を示し、課題を抽出するため、利用実証事業を実施
- 官民の議論の場であるAUV官民プラットフォーム(以下「AUV官民PF」という。)等を通じ、注力すべきユースケース(利用用途)や制度環境整備等について検討

【今後の課題及び対応方針】

- 可能となった段階で順次実利用を進めつつ、工程表に沿って、引き続き利用実証を実施
- AUV官民PFを活用し、AUVに求められる機能・性能の具体化や民の予見可能性を高める取組等を実施

2) MDA及び情報の利活用の推進

- 海洋状況表示システム「海しる」について普及啓発を実施
- リスク判定AIについて、総合海洋政策推進事務局にシステム高度化業務を移管

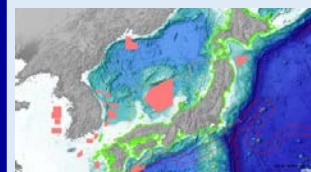
【今後の課題及び対応方針】

- 「海しるビジネスプラットフォーム」の導入に向け着手
- リスク判定AIについて、関係府省庁の意見を踏まえ利便性を向上させるとともに、MDA海外連携を見据えた実態調査を実施

3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

- 関連法案を令和7年通常国会に提出

海洋状況表示システム(海しる)



「海しる」のイメージ



海洋に係る新技術のイメージ

これまでの重要ミッションの取組状況並びに今後の課題及び対応方針

3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

【今後の課題及び対応方針】

- 関連法案の早期成立を目指すとともに、法の施行に向け、必要な調整を行った上で、基本方針及び政省令等の整備を実施
- 国内サプライチェーン強化に向け、関係府省によるサプライチェーン関連施策とのシナジーを検討

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

- 南鳥島について、環境調査に関する既存情報を整理するとともに、陸域の動植物調査を実施
- 戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)・関係省庁を含めた関係者による議論を開始

【今後の課題及び対応方針】

- 南鳥島の現地調査を実施するとともに、調査で得られた情報の共有等を通じ、SIPによるレアアース生産の社会実装プランの検討に寄与

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

- 国境離島の航空レーザ測量・空中写真撮影の実施に向け実施計画を作成

【今後の課題及び対応方針】

- 関係省庁と連携し国境離島の状況把握を確実に実施するとともに、「地形照合システム」の導入に向け着手

6) 北極政策における国際連携の推進等

- 建造中の北極域研究船「みらいⅡ」が進水するとともに、国際研究プラットフォームとしての活用に向け検討
- 北極域国等の北極政策等の情報収集・分析、北極専門家・ステークホルダーからのヒアリング調査を実施

【今後の課題及び対応方針】

- 2026年度の就航に向け北極域研究船「みらいⅡ」を着実に建造するとともに、「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化に向けた取組を推進
- 2025年度及び2026年度に国際シンポジウム・ワークショップを開催



南鳥島位置図

南鳥島平面図



「みらいⅡ」の命名・進水式(R7.3月)